

東京都北区長の退職手当の特例に関する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十三号

東京都北区長の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日に区長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、東京都北区長等の退職手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第一号）第二條の規定にかかわらず、これを支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十四号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第四号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項及び第二項中「含む。以下同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を  
公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十五号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

北区条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項及び第二項中「含む。以下同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)の相手方」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月東京都北区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第二号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第三号イ及びロ中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二条の四第一号及び第二号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第三条第五号、第四条及び第八条第七号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第十八条第一項中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第二十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第一号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加える。

第十六条第一項第二号中「（配偶者の）」を「又はパートナーシップ関係の相手方（配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも）」に改める。

第十七条の二第一項中「配偶者と」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」とに改め、同項ただし書及び同条第二項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

付則第十一項中「引き続き」の下に「、配偶者を有しない場合（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年六月東京都北区条例第二十七号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第十二項中「が配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第十四項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の下に「（一部改正条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十八号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第一号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成三十年三月東京都北区条例第二号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「引き続き」の下に「、配偶者を有しない場合（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和五年六月東京都北区条例第二十八号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日以後にあっては、配偶者及び

パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ」を加える。

付則第四項中「が配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

付則第六項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「生じた日」の下に「（一部改正条例の施行の日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）」を加える。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第二十九号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「同じ。」の下に「又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、「及び子」を「又はパートナーシップ関係の相手方及び子」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。



職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第三十号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「含む。」の下に「又は職員の死亡の当時において、パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第十三条第八項第二号中「含む。」を「含む。第五号において同じ。」又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第五号中「同条第二項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第二項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第三十一号

東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例

東京都北区特別区税条例（昭和三十九年十二月東京都北区条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三第二項中「又は」の下に「当該控除することができなかつた金額のうち法第三百十四条の九第二項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは区民税に充当し」を「区民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第二十四条の二第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書

を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出することができる。

第二十七条の見出し中「方法」の下に「等」を加え、同条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の一項を加える。

3 森林環境税は、区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第二十九条中「及び個人の都民税額」を「、個人の都民税額及び森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第三十二条第一項中「次の各号に」を「次に」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「かかる」を「係る」に改め、「均等割額」の下に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第四項において同じ。）」を加え、同条第二項中「においては」を「には」に、「かかる」を「係る」に、「によつて」を「により」に改め、同条第四項中「によつて」を「により」に、「かかる」を「係る」に改め、同条第五項中「によつて」を「により」に改める。

第三十四条中「第五号の十五様式」の下に「若しくは第五号の十五の二様式」を

加え、「によつて」を「により」に改める。

第三十五条第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「通知によつて」を「通知により」に、「かかる」を「係る」に、「すでに」を「既に」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができないものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第三十五条の二第一項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の下に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第三十五条の五において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第二号及び同条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第三十五条の六第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「方法によつて」を「方法により」に、「第十七条の二の規定によつて」を「第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができないも

のとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第三十六条第二項中「納期限前七日」を「納期限」に改める。

第三十九条第一項第一号ニ中「及び側面」を「側面」に改め、「三輪のもの」の下に「及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第一条第一項第十三号の六に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第四十六条第二項中「納期限前七日」を「納期限」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第四十六条の二第二項中「納期限前七日」を「納期限」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三項中「納期限前七日」を「納期限」に改め、同条第四項中「第二項及び前項」を「前二項」に、「納期限前七日」を「納期限」に改める。

第五十一条の三第一項及び第五項並びに第五十二条第一項中「第三十四号の二の五様式」の下に「又は第三十四号の二の五の二様式」を加える。

付則第四条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。

付則第四条の二を次のように改める。

#### 第四条の二 削除

付則第四条の三第四項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

付則第四条の七第三項を削る。

付則第五条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第二項中「令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に、「令和三年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第三項から第六項までを削り、同条第七項中「附則第三十条第七項」を「附則第三十条第三項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第四百四十六条第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「二千元」と、同号イ(3)中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」と、同条第二項中「前項」とあるのは「付則第五条第三項の規定により読み替えて適用される前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第八項中「附則第三十条第八項」を「附則第三十条第四項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和四年度分の軽自動車税の種別割



に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第四項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「同条第一項第二号イ(2)中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号イ(3)(i)中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」と、同条第二項中「前項」とあるのは「付則第五条第四項の規定により読み替えて適用される前項」に改め、同項を同条第四項とする。

付則第六条第一項中「第八項」を「第四項」に改め、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改める。

付則第十一条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

#### 付 則

#### (施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十九条第一項第一号ニの改正規定及び付則第三条第一項の規定（この条例による改正後の東京都北区特別区税条例（以下「新条例」という。）付則第六条第三項に係る部分を除く。） 令和五年七月一日
- 二 第二十条の三第二項並びに第二十七条の見出し及び同条第一項の改正規定、

同条に一項を加える改正規定並びに第二十九条、第三十二条、第三十五条、第三十五条の二、第三十五条の六、第三十六条第二項、第四十六条第二項及び第四十六条の二の改正規定並びに付則第四条の三第四項及び付則第六条第三項の改正規定並びに次条第一項並びに付則第三条第一項（新条例付則第六条第三項に係る部分に限る。）及び第三項の規定 令和六年一月一日

三 第二十四条の二の改正規定及び次条第二項の規定 令和七年一月一日  
（区民税に関する経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定による改正後の東京都北区特別区税条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度分以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十四条の二第二項の規定は、令和七年一月一日以後に支払を受けるべき東京都北区特別区税条例第二十四条の二第一項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十九条第一項第一号ニ及び付則第六条第三項の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽

自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に取得されたこの条例による改正前の東京都北区特別区税条例付則第四条の二及び付則第四条の七第三項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例付則第四条の三第四項の規定は、付則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例付則第五条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第三十二号

東京都北区手数料条例の一部を改正する条例

東京都北区手数料条例（平成十二年三月東京都北区条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項額の欄を次のように改める。

一通につき 四百五十円  
ただし、多機能端末機（北区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付については一通につき三百五十円とする。

別表第一の二の項中「交付申請」の下に「又は交付申請に係る証明書の交付」を加え、同表百四の項の次に次のように加える。

<p>百四の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物の容積率の特例認定申請手数料</p>	<p>一件につき 二万八千円</p>	<p>認定申請のとき。</p>
--	--------------------------	--------------------	-----------------

別表第一の百八の項の次に次のように加える。

<p>百八の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>建築物の高さの特例許可申請手数料</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請のとき。</p>
--	-------------------------	-------------------	-----------------

別表第一の百九の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に改め、同表百十一の項の次に次のように加える。

<p>百十一の二 建築基準法 第五十八条第二項の規 定に基づく建築物の高 さに関する特例の許可 の申請に対する審査</p>	<p>高度地区に おける建築 物の高さの 特例許可申 請手数料</p>	<p>一件につき 十六万円</p>	<p>許可申請 のとき。</p>
---	---	-------------------	----------------------

別表第一の百二十三の項及び百二十四の二の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表百二十五の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同表百二十五の二の項中「基づく一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

別表第二の一の項中「（北区の電子情報処理組織と通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二の項及び別表第二の一の項の改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。



東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第三十三号

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校設置条例（昭和三十九年三月東京都北区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の二東京都北区立堀船中学校の項中「東京都北区堀船二丁目二十三番二十号」を「東京都北区王子五丁目二番八号」に改める。

付 則

この条例は、令和五年九月一日から施行する。

東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第三十四号

東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例

東京都北区保育料等徴収条例（平成二十七年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

第四条第二項中「次の各号に掲げる」を「特定被監護者等のうち最年長者以外の」に、「は、当該各号に定める額」を「額は、零」に改め、同項各号を削る。

第九条から第十二条までの規定中「若しくは第二項」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都北区保育料等徴収条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に利用する特定教育・保育等に係る保育料等について適用し、施行日前に利用した特定教育・保育等に係る保育料等については、なお従前の例による。

改正する条例を公布する。  
東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

令和五年六月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十五号

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十六号

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年九月東京都北区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

第八条中「第十九条第一項各号」を「第十九条各号」に改める。

第三十五条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第二号」を「同条第二号」に改める。

第三十六条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改める。

第四十四条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十一条第一項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条



第三項中「第十九条第一項第一号」を「第十九条第一号」に改める。

第五十二条第一項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改め、同条第二項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「同項第三号」を「同条第三号」に、「第十九条第一項第二号」を「第十九条第一号」に改め、同条第三項中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第三十七号

東京都北区立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

東京都北区立児童発達支援センター条例（平成二十二年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項各号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第三十八号

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の部の（い）の項第一号中「（り）項各号」を「（ぬ）項各号」に改め、同項第二号中「（ぬ）項第三号」を「（る）項第三号」に改め、同表10の部を次のように改める。

10 桐ヶ丘一・二丁目地区地区整備計画区域

	分 計 画 街 区 の 区	
ら 建 ない 築 建 して 築 は 物 な	A 地区	複 合 地 区
規 五 (に) 表 一 定 号 (に) 項 第 法 す に 第 二 別	B 地区	
	C 地区	
	A 地区	中 高 層 住 宅 地 区
	B 地区	
	公 園 地 区	

---

---

---

---

ち屋ジる規二(ほ)表三る規六(に)表二所車る  
ん、ヤマー定号に項第二法別る畜定号に項第二法別所車教習自  
こぱン一すに第第二別舎すに第第二別習動

---

---

(い)

---

---

すに第二別物るにこれそ券場売票勝的屋  
る規四(と)表(危もの類れその他場外車、券発投、場、射  
危定号項第法險のすら他場車、券発投、場、射

---

---

---

---

---

を | 平 千 合 面 分 ず 途 そ の す 理 又 の う い 険  
超 ト 方 五 計 積 の の する 途 そ の す 理 又 の う い 険  
え ル メ 百 が の の 床 部 供 用 で 、 も 供 処 貯 蔵 ) 物 を

---



(ろ)	
率 建 の 築 最 物 高 の 限 容 度 積	
	<p data-bbox="475 913 1434 1055">く 除 も 属 物 ( も 供 用 を の 階 又 る 。 の を の す に 建 の の 途 そ の 部 以 は も  ) を を る 附 築 の の の 分 上 三 の</p>

(へ)	(ほ)	(に)	(は)
線 ま だ の 距 離 地 区 施 設 境 界 地 境 界 線 及 び 路 境 界 線 、 隣 等 の 面 か ら 道 建 築 物 の 外 壁	度 面 積 の 最 低 限 建 築 物 の 敷 地	度 面 積 の 最 低 限 建 築 物 の 建 築	率 の 最 高 限 度 建 築 物 の 建 蔽
計 画 図 に 表 示 す る 壁 面 の 位 置 の 数 値			

(ぬ)	(り)	(ち)	(と)
垣又は柵の構	限又は意匠の制	の建築物の最低限度	の建築物の高さ
			<p data-bbox="1284 862 1396 1702">三十メートル（地盤面からの高さによる。）</p> <p data-bbox="861 862 1189 1702">ただし、三千平方メートル以上の敷地に建築する建築物の高さの最高限度は四十五メートルとし、五千平方メートル以上の敷地に建築する建築物の高さの最高限度は設けないものとする。</p>

造制限

備考 この表において「計画図」とは、都市計画法第十四条第一項に規定する計

画図をいう。

付 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十九号

東京都北区高齢者住宅条例の一部を改正する条例

東京都北区高齢者住宅条例（平成九年九月東京都北区条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表シルバーバニア高野Ⅰの項及びシルバーバニア高野Ⅱの項を削る。

付 則

この条例は、令和五年七月六日から施行する。

東京都北区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和五年六月三十日

東京都北区長  
山田加奈子

東京都北区条例第四十号

東京都北区長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区長等の退職手当に関する条例（平成十年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（国家公務員から引き続き副区長に選任された者に係る退職手当の特例）

第七条 国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員をいう。以下同じ。）を退職した者（当該退職により同法の規定による退職手当の支給を受ける者を除く。）で当該退職の日又はその翌日に副区長に選任されたもの（以後引き続き副区長に選任された場合を含む。）については、その者の同法に規定する国家公務員としての勤続期間は、副区長としての勤続期間に通算する。

2 前項に規定する者の退職手当の額は、第三条から前条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

一 副区長に選任された日から退職した日（副区長から引き続き副区長に選任された場合は、副区長としての最終の退職の日。以下この号において同じ。）までの勤続期間及び退職した日におけるその者の副区長としての給料月額を基礎として、第三条から前条までの規定の例により計算した額



二 前項の規定により副区長としての勤続期間及び副区長に選任される直前の国家公務員を退職した日に受けていたその者の俸給月額（当該俸給月額に改定があつた場合は、副区長としての最終の退職の日における改定後の俸給月額）に相当する額を基礎として、職員の退職手当に関する条例（昭和五十年三月東京都北区条例第十号）の規定の例により計算した額

3 第一項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び副区長に選任されたときは、引き続き在職したものとみなし、第二条の規定にかかわらず、当該退職に係る退職手当は、支給しない。

4 第一項に規定する者が副区長を退職した場合において、その者が当該退職の日又はその翌日に再び国家公務員となつたときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。